

令和 7 年度愛媛地方最低賃金審議会
第 2 回愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 7 年 10 月 8 日（水）午前 9 時 56 分～午後 0 時 28 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
主要議題	1 資料説明 2 金額審議 3 その他		
議事要旨			
本会議は《公開・非公開》			
1 資料説明			
金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。			
2 金額審議			
(1) 労働者側の主張（1 回目）			
○ 紙産業の基盤を支える優秀な人材を確保し、高い技術、技能の伝承を着実に図るためにも、地域別最低賃金に比べ相対的に高い水準の特定最低賃金の発展を念頭に、地域別最低賃金との優位性を維持し、産業全体と愛媛県の紙産業を支えるパルプ、紙製造業にふさわしい水準へ引き上げる必要がある。			
○ 労働条件のよい他産業の製造業へ人材の流出への歯止めを改善するためにも、労働条件改善のとして、特定最低賃金の引き上げが必要である。			
○ パルプ、紙産業は多様な製品を製造し、各種産業活動や家庭生活を支えると共に、古紙利用の促進や植林事業などによる資源の有効活用を通じてリサイクル先進産業としての役割を備えている。			
○ 今年の春闘は、月の所定労働時間を 2024 年実施の賃金構造基本統計調査の全国平均 165 時間で見た場合、令和 7 年民間主要企業集計で時給 99 円、紙・パルプの民間主要企業で時給 87 円、連合愛媛全体で 98 円、地場主要企業で 98 円、地場紙・パルプ製造業で 98 円の賃上げが行われた。			
○ 以上の主張を踏まえ、現行の紙・パルプ製造業特定最低賃金から 98 円引き上げた 1,148 円（引上げ率 9.33%）を提示する。			
(2) 使用者側の主張（1 回目）			
○ 昨年まで紙・パルプ製造業界の上場企業 25 社は、今年大手企業 1 社が民事再生となり、残った 24 社の営業利益は、2025 年第 1 四半期では昨年第 1 四半期と比較して 72.7%減益で推移しており、今後も厳しい状況が続くと考えている。			

- 2024 年の紙・板紙の内需推移は、ピーク時の 2000 年と比較して 65.9%まで減少し、対前年比でも 97.4%に減少しており、2025 年の紙・板紙の生産量は、前年と比較して 2.4%以上減少する見込みである。
 - 紙・板紙の内需の減少に伴い、生産量も減少している。内需減少分を輸出で補ってきたが、今後は市場全体が減少すると考えている。
 - 紙・板紙の内需減少による生産減少に伴い、業界では工場閉鎖、マシン停止を行っている。2025 年には、地元大手製紙会社が民事再生に入り、さらに 1 工場閉鎖、3 マシンが停止し、現在稼働しているマシンも一部計画停止による生産調整を行い、昨年よりもさらに厳しい操業環境が続いている。
 - 2023 年以降は円安、原油高基調が継続し、紙・パルプ各社は生産に必要な木質チップや石炭、重油、天然ガスを輸入に頼っており、継続すると下期以降の収益悪化につながり、大手製紙メーカーで「1 円円安になると収益が約 5～10 億円減少する」と言われている。2025 年 4 月以降、円安をもたらし経済的要因、金利差、インフレ率、経済成長率、貿易収支、政治的安定性等を見ると、不安要素は拭えない。
 - 民間主要企業の妥結額・賃上げ率の平均数値と、紙・パルプ業界の妥結額・賃上げ率の平均数値を比較すると、今年はあまり変わらない数値であるが、紙・パルプ業界は主要企業の平均よりも低い状況が継続していた。
 - このように、人口減少による紙・板紙の内需が減少していること、円安・原燃料の高騰が継続していること、今後も紙・板紙の内需の減少が避けられないこと、紙・パルプ業界全体の賃上げ率が民間主要企業の平均値よりも低い状況の中、愛媛県は他県と比較して特定最低賃金が既に十分高い水準であることから、現状の 1,050 円より大幅な引き上げはすべきでないと考える。
 - 以上の主張を踏まえ、賃金改定状況調査第 4 表②B ランクの一般パート計製造業 2.2%の引上げ率が妥当として、現行の紙・パルプ製造業特定最低賃金から 23 円引き上げた 1,073 円（引上げ率 2.19%）を提示する。
- (3) 部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す。
- (4) 労働者側の主張（2 回目）
- 使用者側の提示を受けて、結審に向けて歩み寄るとして、現行の紙・パルプ製造業特定最低賃金から 89 円引き上げた 1,139 円（引上げ率 8.48%）を提示する。
- (5) 使用者側の主張（2 回目）
- 労働者側の 2 回目の提示を受けて、結審に向けて歩み寄るとして、今年と昨年の賃上げ率を勘案して、現行の紙・パルプ製造業特定最低賃金から 46 円引き上げた 1,096 円（引上げ率 8.48%）を提示する。
- (6) 審議結果
- 依然として労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し、次回結審に向けて歩み寄りを促し審議を終了した。

3 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上